

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ア及びイに関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

3 調査機関

本委員会、人事院及び広島県人事委員会等

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ツ）に分類された583事業所

ア 農業，林業

イ 漁業

ウ 鉱業，採石業，砂利採取業

エ 建設業

オ 製造業

カ 電気・ガス・熱供給・水道業

キ 情報通信業

ク 運輸業，郵便業

ケ 卸売業，小売業

コ 金融業，保険業

サ 不動産業，物品賃貸業

シ 学術研究，専門・技術サービス業

ス 宿泊業，飲食サービス業

セ 生活関連サービス業，娯楽業

ソ 教育，学習支援業

タ 医療，福祉

チ 複合サービス事業

ツ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の宗教及び外国公

務に分類されるものを除く。)

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から179事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第10表のとおりである。

(3) 集計

統計及び平均の算出に関しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 152	事業所 47	事業所 17	事業所 20	事業所 48	事業所 20
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	17	7	0	4	1	5
製 造 業	37	7	6	4	15	5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	33	10	6	3	10	4
卸 売 業 , 小 売 業	24	5	3	5	8	3
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	12	6	1	—	5	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	29	12	1	4	9	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が25所あった。
- 2 調査対象事業所179所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた177所に占める調査完了事業所152所の割合（調査完了率）は、85.9%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		76.8%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(84.8%)
家 族 手 当 制 度 が な い		23.2%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	11,354円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,458円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,121円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第12表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企 業 規 模 \ 項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一 定 率 (額) 分	考 課 査 定 分	一 定 率 (額) 分	考 課 査 定 分	一 定 率 (額) 分	考 課 査 定 分
	%	%	%	%	%	%
規 模 計	58.5	41.5	50.7	49.3	48.3	51.7
500人以上	58.7	41.3	45.4	54.6	41.8	58.2
100人以上500人未満	59.5	40.5	57.7	42.3	56.2	43.8
50人以上100人未満	54.5	45.5	55.4	44.6	56.5	43.5